

平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日

習志野市長 宮本 泰介 様

習志野市安全で安心なまちづくり協議会
会 長 川 村 政 史

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（案）について（答申）

平成 2 6 年 7 月 2 9 日付け危管第 2 2 6 号にて諮問のありました習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（案）につきましては、下記のとおり答申いたします。

記

諮問を受けた、基本計画（案）については、平成 2 5 年度 習志野市安全で安心なまちづくり協議会での決議に基づき、現行計画の施策を踏襲することを前提として、慎重に審議、検討を重ねた結果、妥当なものであると判断いたします。

なお、基本計画策定にあたっては、以下の点に十分留意していただきたい。

1. 高度情報化社会を見据えた施策について

情報化社会の急速な進展により、情報発信手段も、多様化してきています。

情報発信については、計画にその手段を具体的に明記するとともに、時代の流れに即した新たな情報発信の手法についても研究していただきたい。

また、情報共有については、防犯緊急情報ネットワークを有効に活用するとともに、拡充についても検討していただきたい。

2. 超高齢社会を見据えた施策について

(1) 振り込め詐欺対策に関する施策について

超高齢社会の到来、金融システムのオンライン化、家族や周囲の人とのコミュニケーションの希薄化などを背景として、高齢者を狙った振り込め詐欺が、社会現象となっています。

このことを勘案し、振り込め詐欺等の新たな犯罪に対する防犯に留意の上、計画策定に取り組んでいただきたい。

(2) 空き家等の対策に関する施策について

少子高齢化社会や核家族化が進むと、高齢者のみで暮らす持家の空き家化が加速することが懸念されます。

空き家をそのまま放置すると、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす他、不審者による放火や犯罪につながる恐れが考えられます。

このことから、不適切な管理状態の空き家等への対応について留意の上、計画策定に取り組んでいただきたい。

以 上